

## 社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会定款第24条の規定に基づき、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会の理事（会長を含む。）、監事及び各種委員会委員等（以下「役員等」という。）の報酬の額及び支給方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員等の報酬)

第2条 会長の報酬は、月額50,000円とする。ただし、会長を除く役員等の報酬は、これを支弁しない。

2 報酬は、職についた月から職を離れた月まで支給する。

### (報酬の支給日)

第3条 報酬は毎月21日（その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その前日において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支給する。

### (委任)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。